

市街化調整区域の容積率・建ぺい率の変更のお知らせ

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（市街化調整区域とほぼ一致）の容積率・建ぺい率等の建築形態規制値について、以下のとおり、変更となりましたので、お知らせします。

平成13年5月の建築基準法改正からこれまで、旭川市では土地利用の状況等の調査、分析を行い、また説明会、意見提出手続きにより、広く市民の意見を取り入れながら、検討を進めて参りました。

そして平成16年2月、作成した指定方針及び指定値（案）について、旭川市都市計画審議会の同意を得たので、平成16年4月1日より、施行することとなりました。

現在、対象区域で建築を計画されている方、今後、既存建築物の増築等を検討している方は、変更後の規制値が適用となりますので、ご注意願います。

【変更前】

	容積率	建ぺい率	隣地斜線勾配	道路斜線勾配
全 域	400%	70%	2.5	1.5

【変更後】

	容積率	建ぺい率	隣地斜線勾配	道路斜線勾配
ファームヒルズ 嵐山地区計画区域	50%	30%	2.5	1.5
上記以外の区域	200%	60%	2.5	1.5

「対象区域」及び「指定方針」等の詳細につきましては、建築指導課HP
または建築指導課窓口にて、ご覧ください。

【連絡先】 旭川市6条通10丁目第三庁舎3階 建築指導課 25-8597